

販路拡大のため展示会等へ出展しませんか？

福生市商工会では、商工会員が販路拡大等の目的でビジネスマッチングの場（展示会等）へ出展した場合に、出展料の助成を行うことにより経営改善に資することを目的に展示会等出展支援助成事業を実施します。

展示会等出展支援助成事業の詳細については、下記のとおりです。

記

- | | |
|--------|---|
| 対象展示会等 | 令和3年5月1日から令和4年3月18日までに開催される国内の展示会・見本市（販売のみを目的としたものは除く）など
※福生市商工会が主催または共催する展示会等は、対象外
※親会社グループ内企業の主催する展示会等は、対象外 |
| 申請用件 | 福生市内で事業を営んでいる福生市商工会員
福生市内で事業を営んでいることが確認できる資料の提示
(確定申告書など) |
| 助成内容 | 同一の内容で国等からの助成を受けていないこと（受けないこと）
出展小間料、輸送費、商品等PRパンフレット作成料（自社作成は除く）の助成対象と認められる経費の2分の1以内。ただし、千円未満は切捨てとさせていただきます。 |
| 助成金限度額 | 5万円（一事業者）
ただし、令和3年5月1日から令和4年3月18日までの間に契約（申込）・実施・支払いが行われたものに限りです。 |
| 事業予算額 | 15万円（セミナー等参加助成事業と合わせて） |
| 申請方法 | 展示会等の出展前に商工会窓口にある所定の申込用紙に必要事項を記入し、申込を行なってください。 助成決定額が事業予算額に到達した時点で申込受付は終了させていただきます。 |
| 添付書類 | 展示会等の申込案内など |
| 実績報告 | 展示会等への出展終了後、所定の実績報告書を提出していただきます。 |
| 助成金交付 | 実績報告書の提出後、確認し、指定口座へ振り込み致します。 |
| その他 | 詳細につきましては、商工会窓口で配布する「展示会等出展支援助成事業実施要綱」を参照して下さい。 |



お問い合わせは、福生市商工会（☎551-2927：担当 柴田）まで